

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十八日

広島県人事委員会

委員長 加 藤

誠

広島県人事委員会規則第九号

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（平成二十年広島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第一百四条第四項第二号」を「第一百四条第七項第二号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この人事委員会規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この人事委員会規則による改正後の職員の自己啓発等休業に関する規則第四条に規定する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十七条に規定する大学院の課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）による改正前の学校教育法第一百四条第四項第二号に規定する大学院の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。